

流行するシーズンを前に早めの接種を インフルエンザ予防接種について

問い合わせ	保健医療課健康支援室 ☎75-8934 ※高齢者の予防接種	記事 ID	0057642
	保健医療課国保室 ☎75-8931 ※子どもの予防接種		0010960

高齢者の予防接種

10月1日～令和6年3月31日の間に高齢者が市内の医療機関でインフルエンザの予防接種を受ける場合は、1,650円で受けることができます。

- 対象者（次のいずれかに当てはまる人）
 - ・65歳以上の人
 - ・60歳以上65歳未満で心臓、腎臓または呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がいがある人およびヒト免疫不全ウイルスにより日常生活を送ることが難しい程度の障がいがある人（これらの疾病で身体障害者手帳1級相当に該当する人）
- 費用（自己負担額）
 - ・1,650円（生活保護受給者は無料です）
- その他
 - ・市外の医療機関でも、同額で接種することができます場合がありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。
 - ・原発避難者特例法に該当する人で接種を希望する人は、事前にご連絡ください。

子どもの予防接種

国民健康保険に加入している子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

- 対象者（次の条件全てに当てはまる人）
 - ・予防接種日の時点で市国民健康保険に加入している人
 - ・他のインフルエンザ予防接種に関する助成を受けていない人
 - ・予防接種日の時点で生後6カ月～高校卒業（18歳に達する年度の3月末）までの人
- 助成額 2,000円以内
- 助成回数 1人1回
- 申請方法
 - 予防接種を受けた後に、下記の書類などを持参して、保健医療課または各支所地域振興課の担当窓口で申請してください。
- 持参する書類など
 - ・医療機関が発行するインフルエンザ予防接種済証（または母子手帳）と領収書
 - ・国民健康保険被保険者証
 - ・振込先口座が分かるもの
- 申請期限 令和6年3月29日(金)

避難支援の仕組みづくりを進めます 避難行動要支援者名簿の作成

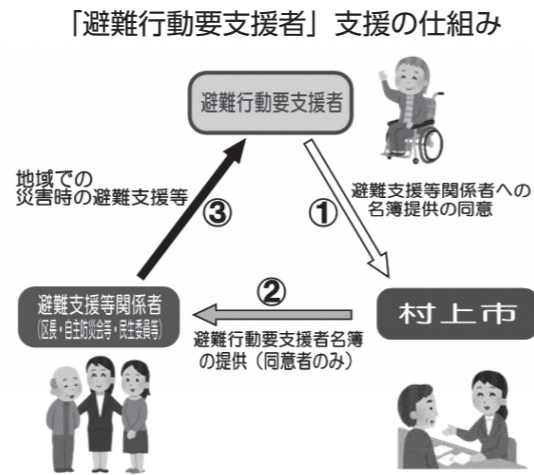
問い合わせ	介護高齢課高齢者支援室 ☎75-8935	記事 ID	0061832
-------	----------------------	-------	---------

災害発生時や発生の恐れがある時に、自力で避難することが難しい人や、避難情報の取得が困難な人などを「避難行動要支援者」といいます。

市では、避難行動要支援者を把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者（各町内や集落、自主防災会、民生委員・児童委員など）と情報を共有し、地域の支え合い、助け合いによる災害時の避難支援の仕組みづくりを推進しています。

災害時の地域による避難支援の仕組みづくりを進めるためには、事前に避難支援等関係者に「避難行動要支援者名簿」を提供しておくことが重要となります。

■名簿の提供について、同意確認をします！
「避難行動要支援者名簿」の対象となる人に対し、昨年同様、避難支援等関係者へ事前に名簿の提供を行うことについての同意確認を行います。
対象者には、10月下旬に「避難行動要支援者名簿外部提供同意書」を送付しますので、同意の有無を記入し、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。
※昨年までに「同意します」と回答いただいている人には送付しません。「同意します（支援は不要）」と「同意しません」と回答いただいた人には、現時点での同意状況確認のため、改めて送付いたします



お口の健康を意識していますか？ ～「健康」は「健口」から～



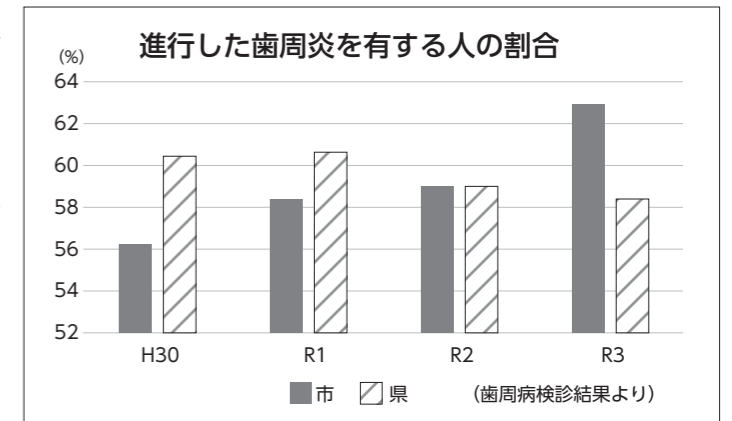
問い合わせ	保健医療課健康支援室 ☎53-3364
-------	---------------------

健康で質の高い生活を送るには、口腔の健康づくりが基盤となります。

歯科健診の傾向

市の成人歯科健診の受診率は毎年12～13%前後を推移しており、年代別の差はほとんどありません。

進行した歯周炎（歯周ポケットが4mm以上ある状態）を有する割合を経年的にみると、県は減少傾向ですが、市は増加傾向にあります。歯周炎を含む歯周病は、成人期以降の歯を失う原因の大半であり、糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病とも関連が指摘されていますので、早期に発見し治療をすることが重要です。



歯科健診を受けましょう

市では、今年度20～70歳になる人（5歳おき）を対象に、定期歯科健診の勧めとむし歯や歯周病などの早期発見・治療につなげることを目的として成人歯科健診を実施しています。

また、今年度から76歳と80歳の人を対象に、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防を目的とした高齢者歯科口腔健診も実施しています。どちらの健診も受診期限は、令和6年2月29日(木)ですので、受診券が届いている人は、ぜひ受診してください。

村上市岩船郡歯科医師会からのお知らせ

今年も新潟県歯科医師会の「にいがた健口文化推進月間普及啓発事業」として「村上市岩船郡健口フェア」を開催します。

このイベントは、「市民一人一人の歯、口腔の健康づくりが日常生活の中で習慣化され、将来の世代に伝えられること」の実現を目指して健口文化の考えを広く皆さまに知っていただくことを目的としています。その結果、村上市民の歯と口腔の健康増進、歯科保健医療の向上に寄与すると考えます。

このイベントを通じて、さまざまな世代の人に「健口」の大切さをPRしていきますので、多くの皆さまのご来場を、お待ちしております。 村上市岩船郡歯科医師会 会長 佐藤鶴英

とき **11月12日(日)** 午前10時～午後3時

ところ 村上プラザ1階 催事場

- 内容
- ・無料歯科相談
 - ・矯正専門医による歯ならび相談
 - ・在宅歯科医療連携室の紹介
 - ・お子様の図画展示
 - ・歯みがきグッズのプレゼント



▲昨年度の「村上市岩船郡健口フェア」の様子